

安全管理規程のひな形の改正について

安全管理規程のひな形の改正について

見直し内容に関する基本的な考え方

- 安全管理規程（ひな形）の充実について、事業者の負担を考慮し、フェーズ1及びフェーズ2の「2段階」に分けて改正する。
- フェーズ1では、安全・安心対策で実施目途が令和6年度までとなっている事項等を反映し、フェーズ2では、海上運送法の法律改正事項（令和8年度施行予定）を反映する。

主な改正事項

【フェーズ1】

令和6年10月ひな形改正予定

○安全管理規程の実効性確保

- ・ 記録の作成、備置き及び保存（期間）について明確化
- ・ 運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間の明確化

○事故の防止、事故発生時の対応

- ・ 国への事故等情報の報告事項のうち「インシデント」の定義を明確化
- ・ 事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について明確化

等

【フェーズ2】

令和7年度ひな形改正予定

○管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化

- ・ 安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度創設に伴う管理者の選任取扱いについて明確化

○安全管理規程の実効性確保

- ・ 乗船中の船長と運航管理者との兼務の禁止等、運航管理の責任体制を明確化

等

既存事業者の変更届出の提出時期

- フェーズ1：国は、ひな形改正の周知に合わせてフェーズ2の改正事項（概要）を示し、事業者の判断により、フェーズ2と合わせて改正することを認める。（事業者は、フェーズ2に係る規程変更の期限までに改正が行われていれば良い）
- フェーズ2：事業者は、事業の実施に必要な資格者を確保し次第、令和8年度中に規程変更・届出を行う。
（規程変更のリミットは経過措置適用期限の令和8年度末）